

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861</a>



三

大臣

内務省

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長 事務局長

五月十日 山田次官 在官未出使 令 謹 閣 下 件



日時 昭和三年五月十日 午後二時半 四時三十分 於 予 町 三三三番地

出席者 山田次官 事務局長 事務局長 事務局長 事務局長 事務局長

出席者 事務局長 事務局長 事務局長 事務局長

山田次官は行啓をバリーンスより行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

極秘

外務省

回覧番号 米保 1.53

内務省 事務局長

事務局長 事務局長の職務を引継ぎ

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

事務局長は行啓の途程に就いて所見を述べた

外務省

よりの事柄に内法がある事柄に之を(日本の主権に付、日本と  
米國の利益を同列に置くこと、固執) 尚、若し日本側が(主権の  
利益)と云ふ<sup>一</sup>以外の事、利益を有せしめ、御意に之を  
つとむるに即ちいし。

冷言 亦、この削除の根據を云ふ

二便 六十年の削減は、この中に在り、又復得る、

冷言 六十年は、既に去る、内法がある、六十年を削減、  
外務省

廿三年に於いて、其の附が、ある、

七便 制限の事柄に、<sup>limitation</sup>と云ふ事は、この中に在り、  
理は、日本

八條が、同じの理法で、此の法が、制限の内、  
なや、ある、を、解釋する、ある、と

三、この事柄を、<sup>accordance with constitutional provisions</sup>と云ふ、  
は、この中に在り、

九條が、<sup>accordance with</sup>と云ふ、  
は、この中に在り、

十條が、<sup>maintain</sup>と云ふ、  
は、この中に在り、

制限の事柄に、<sup>accordance with</sup>と云ふ、  
は、この中に在り、

外務省

外務省

國のこの限りの事は本意はさしはす

二使 原意又は *limitation* はワケに正しく通らなから、其の代り

は、是は二のやまを意味する、併し、併しは行政府の管束するもの

こと、又行政府は外國の憲法に對し、憲法を解釈するに依りて

ない、従つて原意又は *limitation* は此の解釈するものと、同義を講

究する、さうしてこの「カ」が「ト」に同義や、孤立之義は、

「議海」を取来して「打」に代る

*in accordance with* 又は *in keeping with*

外務省

*in conformity with* は如何、又「A」條を「採」するものと、其の「B」に  
申送り傳へし

(「南」字「議海」あり)

各局長 貴國憲法問題を擧げた、すなわち、其の條を「採」するものと、

其の長を「採」するものと、

其の「二」の「採」するものと、其の「一」の「採」するものと、其の「三」の「採」するものと、

其の「四」の「採」するものと、其の「五」の「採」するものと、

外務省

才五毛及才九毛は異種多理地と同し

才五毛は高はをけりす子か言をりか言

才使 権下はにり、日本地賦は河文のと言ふ酒肉を議合の議

皆すから原業に居りま

條令長 録録と云ふ言は一か前子と事由まふ事か 控事士

因執せす

才五毛 原業係の事 表より

才使 才七毛は、  
才十毛は、

才八毛は日本業を、  
才九毛は

才七毛 才十毛は、  
才十一毛は、

才使 よし解を、  
才九毛は、

才六毛 如何如し得る也、  
才七毛は、

才五毛 才七毛は、  
才八毛は、

才使 才七毛は、  
才八毛は、

持主ノ考ハ如何

ナトモハ控務ニあるカ  
as may be  
fixed upon  
ト加カレヨシ

冷也 見たり

古使 重臣閣下ヲ以テ例ヲ固キハ何故ト云々カ 今却テト云々

カウ清洲ニ去ルヤ 又は高松閣下ニ係レテ之ヲ受クヤ云々カ 皆

海軍ニ解任後ト云々カ

冷也 極端ニ相違スルコトハ如何カ 如何ニ在リ

外務省

古使 金部ノ種々カク一掃スル事ニ云々カ

冷也 如何ニ云々カ 土臣ハ秘密ヲ解ナシテ預ル事

注スルコト 金部ニ對シテ討議ノ書ヲ以テニ云々カ

右云々カ

別紙ニハ 表ノ方ニ云々カ 換金表を×ニ云々カ

又換金は除外ト云々カ deployment  
into  
major change  
ハ

止也

外務省

古史 卷之四 河内 子孫軍陽 二十三年 周 河内 摺

量加也

此子孫は 父を以て 新天子に 出まらば 周の 子孫 也

周の 子孫 也

外務省



34  
D)  
811

Confidential

PROPOSALS

1. Preamble, fifth paragraph.

Delete "Considering that they have a common interest in the security of Japan,".

2. Preamble, sixth paragraph.

Delete "and in the Pacific area".

3. Article III

Delete "individual and collective".

4. Article III

Insert "within the constitutional limitations" after "maintain and develop".

5. Article IV

Delete "and the Pacific area".

6. Article V

"in the territories of Japan under its administration", instead of "in the territory under the administration of Japan".

- 2 -

7. Article V

"its constitutional provisions and processes" instead of "its constitutional processes and constitutional provisions".

8. Article VI

"For the purpose of contributing to the security of Japan" instead of "In consideration of the common interest that the two Parties have in the security of Japan".

9. Article VI

Delete "and in the Pacific area".

10. Article VI

Delete "and about".

11. Article VI

"replacing the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, signed at Tokyo on February 28, 1952, as amended, and by <sup>such</sup> other arrangements." instead of "replacing the Administrative Agreement between the United States and Japan signed on February 28, 1952, and by such other arrangements; as the Governments of the United States and Japan may agree upon."

as ~~may be~~ agreed upon.  
may be

BY  
RE  
=

CONFIDENTIAL

"The deployment into Japan of United States armed forces other than the entry of such forces by way of routine movements, the introduction of nuclear weapons into Japan, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be directly launched to areas outside Japan shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."